

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

市をはじめ関係機関は、災害時の安全性を確保するため、市街地の面的整備や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設の災害対応力の強化、公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」(平成17年1月改訂)を活用するものとする。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

《担当部・機関》

総務部・市長公室・財務部・都市整備部・上下水道部・府・関係機関

第1 市街地の整備

1 市街地の面的整備

市は、災害に強いまちづくりを促進するため、老朽木造住宅が密集し、道路・公園等の防災関連施設が整っていない地域などについては、市民の理解と協力を得ながら、面的市街地整備事業を推進し、地域の環境保全や防災性の向上を図る。特に、柏原駅前については、「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」に指定されており、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」を踏まえて、都市防災、公共施設の緊急な整備と住宅施設、商業施設の整備を考慮し、市街地再開発事業を推進する。

また、密集市街地における各種住環境整備事業を推進するとともに、既成市街地及びその周辺の地域において、無秩序な市街化の防止、良好な住宅用地の供給、都市基盤施設の整備、生活環境の整備改善とあわせて、都市災害の防止を図るため、土地区画整理事業の推進に努める。

資料2-1-1 市街地再開発事業・土地区画整理事業の状況

2 市街地の不燃化の促進

(1) 防火地域等の指定

地震時の火災、大規模市街地火災等を防止するため、商業系地域、幹線道路沿道で土地の高度利用を図るべき地域及び防災上不燃化を推進する必要がある地域、密集市街地については、都市

計画の見直し時期に、可能な限り防火地域、準防火地域の指定を拡大し、都市の耐火・不燃化の促進を図る。

(2) 密集市街地の整備

密集市街地地区において、住宅地区改進黨業等の各種住環境整備事業の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備や住環境の改善を図るとともに、建築物の不燃化・耐震化を推進する。

資料2-1-2 防火地域・準防火地域の指定状況

第2 防災空間の確保

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難地、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

このため、市及び関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 公園・緑地、広場等の整備

(1) 都市公園等の整備

災害時における避難地の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進する。

このため、一時避難地となる都市公園や緊急避難の場所となる身近な街区公園等を、その配置や規模等の検討を行いながら積極的に整備する。都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

ア 広域避難地となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するおおむね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で避難可能な空地进行を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積10ha以上となるものを含む。）を整備する。

イ 一時避難地となる都市公園の整備

近隣の市民が避難する面積1ha以上の都市公園を整備する。

ウ その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等を整備する。

(2) 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

資料2-1-3 都市計画公園等の整備状況

2 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、消防、救助、救護活動のための緊急車両の通行及び災害応急活動のための物資の緊急輸送などの役割を担うとともに、大規模火災時の延焼遮断帯としても重要な機能を有しているため、その機能充実及び整備に努める。

- (1) 避難、緊急輸送等の道路網形成を図るため、近鉄信貴生駒スカイラインの延長、市道循環線、市道雁多尾畑高尾山線、市道大泉信貴線、信貴太平寺林道の整備等を推進する。
- (2) 避難路、一時避難地、広域避難地及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路の整備を推進する。
- (3) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を整備する。
- (4) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化、不法専有物件の除去を推進するとともに、沿道建築物の不燃化、工場等の大規模沿道施設の緑化を促進する。

資料2-1-4 都市計画道路の整備状況

第3 都市基盤施設の防災機能の強化

市及び関係機関は、公園、道路、河川等の都市基盤施設に、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

1 鉄道の連続立体交差化

JR関西本線、近鉄大阪線の連続立体交差化を促進し、地域分断の解消を図る。

2 道路の防災機能の強化

避難路、延焼遮断帯としての機能を強化するため、幅員の不十分な既存道路の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化及び無電柱化の検討、不法占有物件の除去に努める。

3 公園等の防災機能の強化

避難場所となる都市公園等における災害応急対策に必要となる施設（放送設備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害時用臨時ヘリポート等）の整備を進める。

4 河川・水路の防災機能強化

河岸の河川空間が避難路や延焼遮断機能を有するよう、大和川、石川の河川緑地の整備・形成、原川、恩智川等への緑の配置を促進するほか、災害時には河川・水路の流水が消防水利や生活用水として活用できるよう、適所に階段護岸等を導入するなど、親水性が高い護岸整備等を推進する。

第4 土木建造物の耐震対策

市及び関係機関をはじめ、土木建造物の管理者は、自ら管理する建造物について、次の方針で耐震対策を進める。

1 基本的考え方

- (1) 施設建造物の耐震対策にあたっては、
 - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- (2) 施設建造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じることなく、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設建造物の重要度に即した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設建造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存建造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された建造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 道路施設

路面への崩落が予想される道路法面等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づいて補強計画を策定し、道路施設について、耐震性の向上を図る。

一般橋梁、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。

街路灯、道路標識、街路樹等の道路付帯施設については、強風及び地震に対する防災性能の向上を図るために必要な対策を講じる。

3 鉄軌道施設

駅舎、橋梁、高架部、盛土部、トンネル等の点検を行い、耐震対策を実施する。

4 河川・水路

河川・水路による災害を防止するため、河川・水路の各管理者は、堤防、護岸等の河川建造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、河川建造物の耐震性の向上に努める。

5 ため池施設

ため池による災害を防止するため、市及びため池管理者は、老朽化が予想されるため池の堤防等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、建造物の耐震性を向上するよう、ため池管理者に対して啓発指導を行う。また、国・府の補助等による補強事業の推進を図る。

6 土砂災害防止施設

府において、急傾斜地崩壊防止施設及び土石流防止施設等の耐震対策が図られることとなっている。

第5 ライフライン災害予防対策

ライフライン等に関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ確かな応急復旧を行うための防災体制を整備する。

1 上水道（市、府）

災害による断水、減水を防止するため、上水道施設の強化と保全に努める。

（1）水道施設設備の強化

ア 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐える十分な強度の確保に努める。

イ 浄水施設等の拠点施設については、構造物、機械設備及び場内管路の耐震化を図るとともに、管路には市域の地質調査を参考に、耐震性の高い管材料や伸縮可とう性継手等を導入し、耐震管路網の整備に努める。

（ア）浄水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化

（イ）医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化

（ウ）施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備

ウ 浄水池・配水池容量の増強、管路の多重化・ループ化及び水源の複数化等による補完機能の強化を進める。

エ 常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

オ 施設（管路）の老朽度に応じ、老朽管対策事業などに積極的に取り組み、更新、予備施設の整備等を計画的に進める。

（2）水道の安定供給

ア 自己水源の確保とともに、府営水道からの安定受水の確保に努める。

イ 浄水場等の施設更新にあたっては、浄水場貯水能力の増強を検討する。

2 下水道（市、府）

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設・設備の強化と保全に努める。

（1）下水道施設の耐震化

管渠については、変位を吸収する措置等による耐震性の向上、ポンプ場の耐震化を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。

（2）機能の確保

管渠、ポンプ場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保を図るとともに、下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報を常に把握できるよう、集中監視システムの導入を図る。

(3) 処理水の有効利用

災害時において処理水や貯留雨水などを防火用水、雑用水として利用できるよう検討し、下水道資源の多目的有効利用を推進する。

3 電力供給施設（関西電力株式会社羽曳野営業所）

災害による電気の供給停止を防止するため、次のような電力供給施設の強化と保全を図る。

(1) 電力供給施設の耐震性等の確保

発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐える十分な強度の確保を図る。

(2) 電力の安定供給

電気設備の予防点検を行うとともに、電力供給系統の多重化を推進する。

(3) 施設設備の維持保全等

電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 計画的な整備等

施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部）

災害によるガスの漏洩を防止するため、次のようなガス供給施設の強化と保全を図る。

(1) ガス供給施設の耐震性確保

製造所・供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。

(2) ガス導管、継手の耐震性確保

高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

(3) 施設設備の維持保全等

ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 計画的な整備等

施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社大阪東支店）

災害による通信の途絶を防止するため、次のような電気通信設備等の強化と保全を図る。

(1) 電気通信施設の信頼性向上

電気通信施設の立地に応じた耐水構造化、耐風構造化、地震または火災に備えた主要通信設備等の耐震・耐火構造化など防災性の強化を推進する。

また、主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造や中継交換機の分散設置、予備電源の設置などシステムのバックアップ体制の確立を推進する。

重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類

について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(3) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、道路管理者はライフライン事業者と協議して、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝(C・C・BOX)は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

第2節 建築物等の安全対策

市、府及び関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。特に、国公立教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

《担当部・機関》

都市整備部・関係各部署・柏原羽曳野藤井寺消防組合・府・関係機関

第1 建築物等の耐震対策

市、府及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、「大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プラン(建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画)」に基づき、昭和56年(1981年)以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後に建設された建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

1 公共建築物の耐震診断・改修の促進

(1) 市有建築物等の耐震診断・改修の方針

市有建築物の耐震診断・改修については、耐震改修促進法の趣旨及び防災上の観点から民間建築物の模範となるよう、率先して計画的に推進するものとし、災害時に重要な機能を果たすべき建築物、不特定多数のものが利用する建築物について耐震診断・改修を実施する。

災害時に重要な機能を果たすべき建築物については、災害対策本部である市役所本庁については耐震診断を既に実施しており、災害拠点病院の市立柏原病院は建て替え済みである。避難所に指定されている小・中学校については、築造後30年を経過したものを優先して耐震診断を実施し、改修計画を検討する。

(2) 国、府等の所有する建築物の耐震診断・改修の概要

国、府等の所有する建築物等については、平成7年度より耐震診断を実施されている。

2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

(1) 住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、市及び府は、その取り組みをできる限り支援する観点から、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

ア 所有者の負担軽減のため、耐震診断補助や特に耐震化率の低い木造住宅を対象とした耐震改修補助の検討

イ 耐震キャンペーンやパンフレット・DVD等を活用した啓発活動

ウ 相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など

- (2) 特定行政庁(知事)は、特定建築物(一定規模以上の病院、百貨店、ホテル等多数の人が利用する建築物)等の所有者に、耐震診断や必要な改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

3 関連施策の推進

(1) 宅地の安全対策については、府が作成したパンフレット等を活用して普及啓発に努める。

(2) ブロック塀の安全対策については、府が作成したパンフレット等を活用して普及啓発に努める。

4 計画の推進方策

(1) 予算の確保

市有建築物については、災害時に果たすべき機能の重要度及び優先度を考慮し、耐震診断・改修が計画的に推進されるよう予算の確保に努める。民間建築物については、平成9年4月に創設した耐震診断補助制度(柏原市既存民間建築物耐震診断補助交付要綱)を活用する。

(2) 組織体制の整備

庁内の役割分担を確立するとともに、庁外体制については、公共建築物については「大阪府営繕主務者会議」の活用を図る。民間建築物については、府及び関係機関等との連携体制を整備する。

(3) 役割分担の明確化

計画推進に向けては、府、本市という行政体だけではなく、建築物所有者、建築士、建築事務所等の関連する団体が、それぞれの役割を明確化するとともに、相互の連携を図りながら既存建築物の耐震性向上をめざす。

(4) 進行状況の把握及び進行管理

市は、府、住民及び建物所有者との情報交換等を密にして、耐震診断、耐震改修の進行状況を把握し、進行管理を行う。

第2 建築物等の防火・安全化対策

市及び府は、建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や福祉対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

また、府の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、不特定多数の人々が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- 1 「災害危険区域」(府建築基準法施行条例第3条)の指定により急傾斜地等の災害発生の危険性が高い地区などにおける建築規制を行うとともに、関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、市民に対し建築物に関する防火対策、液状化対策等

の災害予防の知識の普及に努める。

2 特殊建築物等の安全確保

(1) 防災指導

不特定多数の人々が入り出る特殊建築物等については、建築基準法（第12条）に基づく定期報告の時期に防災上必要な指導を行う。

(2) 自主防火管理体制の強化

消防法第8条の規定による防火管理者などに対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。

(3) 立入検査の実施

定期的あるいは随時に消防法第4条、第4条の2に基づく立入検査を実施し、防災に関する指導を行う。

3 建築物等の福祉的整備

府の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、建築物等の福祉的整備を図る。

4 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

5 屋外広告物等の落下防止

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携のもとに、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

6 地下空間の浸水防止

ホームページ等で、地下駐輪場等の出入口における浸水を防止するための具体的事例等必要な情報の提供に努める。

第3 文化財の保護

文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

1 文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護強調週間、保護月間、防火デー等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

2 予防体制の確立

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、市民、見学者等に対

し周知を図るため標識等の設置を進めるなどの対策を講じるとともに、初期消火・自衛体制の確立、防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、予防体制の確立を図る。

3 消防用設備の整備、保存施設等の充実

文化財保護対象物を所蔵する建造物における消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を促進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備体制の充実を図る。

【歴史的建造物等】

名 称	所 在 地	備 考
三田家住宅 立教館	今町1-6-22 旭ヶ丘3-4776	国重要文化財 府指定史跡

第3節 水害予防対策

市・府及び関係機関は、台風、集中豪雨、地震に伴う水防施設の崩壊による河川・水路、ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

《担当部・機関》

都市整備部・上下水道部・近畿地方整備局・府・関係機関

第1 河川の改修

市内を流れる河川は、大和川、石川、原川、恩智川、平野川、長瀬川であり、国が管轄するものは大和川、石川（石川橋下流端から大和川合流点までの区間）、府が管轄するものは石川（国の管轄以外の区間）、原川、恩智川、平野川及び砂防流路工である。また、築留土地改良区が管理するものは長瀬川で、市が管理する河川・水路は谷川、小松川、円明水路、明石戸水路、新溝水路、弥太郎水路である。

各河川管理者は、連携、協力しながら、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

1 水害の防止

- (1) 大和川水系の各河川については、各管理者の整備計画に基づき改修整備を促進するとともに、最近の著しい土地利用の変化による周辺流域からの流出にも対処する。
- (2) 市内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、防災調節池、治水緑地、多目的遊水池などの整備を促進する。
- (3) 市が管理する水路の改修や雨水貯留施設の整備については、公共下水道と大和川下流東部流域下水道との整合を図りながら推進する。
- (4) 市は、雨期前に水路の重点箇所の点検、幹線水路の浚渫、清掃を実施する。

2 水防施設等の点検・整備

(1) 河川施設等の点検・整備

氾濫防止と治水機能維持のため、各河川管理者は、河川管理施設の点検・整備を行う。

(2) 雨量計・量水標の点検・整備

各河川管理者等は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

3 水防倉庫・資機材の点検・整備

水防管理者等は、水防等応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

4 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用に努める。

資料2-1-5 河川・水路一覧表、資料2-1-6 水防倉庫一覧

第2 水害防止対策の推進

近畿地方整備局、府が行う洪水予報、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ確かな情報伝達・避難体制の整備を行う。本市に係るものを次に示す。

1 水位情報の公表

近畿地方整備局及び府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位状況の公表を行う。

本市に係る河川では、大和川、石川、恩智川、平野川が該当する。

2 洪水予報河川（大和川）

近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川として大和川を洪水予報河川として指定し、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行う。

3 洪水予報河川（石川、恩智川、平野川）

府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川として石川、恩智川、平野川を洪水予報河川として指定し、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行う。

4 水位周知河川（水位情報周知河川（本市に係る河川には該当なし））

近畿地方整備局、府は、管理河川のうち、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を水位周知河川（水位情報周知河川）として指定し、避難判断水位（特別警戒水位）（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を設定し、その到達情報の発表を行う。

5 浸水想定区域の指定・公表

近畿地方整備局は、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

府は、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

（1）大和川浸水想定区域図（平成14年3月公表：作成主体 近畿地方整備局）

本浸水想定区域図は、大和川の外水氾濫による浸水想定区域を示し、次のとおり200年に1回程度起こる大雨を想定して作成されている。

ア 洪水予報河川上流端から石川合流点まで

王寺地点の上流域の2日間総雨量：268mm、降雨確率：約 1/150

イ 石川合流点から河口まで

柏原地点の上流域の2日間総雨量：280mm、降雨確率：約 1/200

これによると、大和川右岸では、おおむね国道 170 号（東高野街道）以西が浸水し、大和川左岸では、石川沿い及び原川沿いが浸水すると想定されている。

(2) 石川浸水想定区域図（平成 15 年 4 月公表：作成主体 大阪府（富田林土木事務所））

本浸水想定区域図は、石川の外水氾濫による浸水想定区域を示し、100 年に 1 回程度起こる大雨（1 時間雨量 77.7mm）を想定して作成されている。

これによると、本市域に浸水区域はないと想定されている。

(3) 恩智川浸水想定区域図（平成 16 年 3 月公表：作成主体 大阪府（寝屋川水系改修工営所））

本浸水想定区域図は、恩智川の外水氾濫による浸水想定区域を示し、寝屋川流域の日総雨量 311.2mm を想定して作成されている。

これによると、本市域に浸水区域はないと想定されている。

(4) 平野川浸水想定区域図（平成 18 年 3 月公表：作成主体 大阪府（寝屋川水系改修工営所））

本浸水想定区域図は、平野川の外水氾濫による浸水想定区域を示し、寝屋川流域の日総雨量 311.2mm を想定して作成されている。

これによると、市の西端部（八尾空港側）が浸水すると想定されている。

6 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 市域に水防法による浸水想定区域の指定があった場合、市は地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により市民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

(ア) 広報車

(イ) 防災行政無線

(ウ) 電話、FAX

市 自治会長 市民

市 消防団長 消防団 市民

(エ) 電子メール等

イ 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ア) 避難所は、浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、洪水時の避難所を地区別に指定し、洪水ハザードマップに記載している。

(イ) 避難経路については、基本的には市民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難勧告等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、要援護高齢者、障害者等の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。なお、災害時要援護者の避難については、府が示す指針に基づく災害時要援護者支援プランの作成に努める。

ウ 浸水想定区域内の地下街等又は高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者

が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地

- (2) 市は、上記ウに規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方式を定める。
- (3) 上記ウに名称、所在地を定めた地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難確保計画を作成し、市に報告するとともに、公表する。

資料2-1-7 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設一覧及び情報伝達方法

7 都市型水害対策

寝屋川流域については、大阪府都市型水害対策検討委員会より、東海豪雨を降雨条件とし、外水氾濫だけでなく内水氾濫も想定した寝屋川流域浸水想定区域図が公表されている。

(1) 寝屋川流域浸水想定区域図（平成16年3月府が参考として公表）

本想定区域図は、寝屋川流域の外水氾濫と内水氾濫による浸水想定区域を示し、平成12年9月の東海豪雨（2日間雨量567mm）を想定して作成されている。

これによると、平野川に起因して、JR関西本線以西（大和川右岸）が浸水すると想定されている。

平野川洪水予報が出され、さらに想定雨量を超える降雨が見込まれる場合等は、東海豪雨を想定した寝屋川流域浸水想定区域図に基づく対応が必要となる。

第3 地下空間浸水災害対策の強化

前述の第2の6(1)ウに示す地下街等について、浸水の際は、地上の浸水深の大小にかかわらず地下駐車場、地下街（地階）等では大きな浸水被害を生じるため、地下空間対策が必要となる。ただし、現在のところ市内に該当施設はない。

1 情報の提供

市は、地下駐車場、地下街（地階）、ビルの地下施設等の地下空間の分布把握に努め、地下空間の管理者等に対して、気象予警報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、気象警報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、気象に関する情報等の入手に努める。

2 避難体制の整備

市は、地下空間において、浸水被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難勧告等を行えるよう体制を整備する。

地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導體制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

第4 特定都市河川流域の総合治水対策

府は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、寝屋川流域を特定都市河川流域に指定した。開発者は、寝屋川流域において、概ね0.1ha以上の開発(雨水浸透阻害行為)を行う場合、知事の許可を受けなければならない。開発者には、雨水浸透阻害行為を行う際の対策工事が求められる。

第5 下水道整備

浸水被害を防止するために適切な雨水の排除がなされるよう、下水道の整備に努める。

1 下水道施設の整備

市及び府は、降雨による浸水被害を防止するため、雨水管渠と雨水ポンプ場の整備に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。

2 水路施設の整備

市は、水路の改修整備事業を促進するとともに、築留土地改良区、各水利組合等の協力を得て、平常時から危険箇所の把握に努める。

第6 ため池対策

本市のため池は13箇所、これらの管理者は、市長、山の井区長、大塚区長、平野水利組合、大塚水利組合、畑水利組合、青谷水利組合、高井田水利組合、原川・明石戸水利組合長、五十村水利組合である。

市、府及び各ため池管理者は、ため地の決壊等による災害を防止するため、雨期前に重点箇所の点検や清掃を行うとともに、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、改修補強工事の実施に努める。

1 防災上の区分

ため池のうち、防災上特に重要なものについて、その及ぼす影響の程度により次のとおり区分している。

【ため池水防計画決定基準】

A級：特に重要なため池

- ア 堤高20m以上又は貯水量1,000,000m³以上
- イ 決壊時、特に甚大な被害が予想されるもの

B級：重要な水防ため池

- ア 堤高10m以上又は貯水量50,000m³以上
- イ 決壊時、甚大な被害が予想されるもの

C級：要水防ため池

- ア 老朽化が甚だしいもの

イ 決壊時、かなりの被害が予想されるもの

2 整備、維持補修

各ため池管理者は、ため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体の点検、降雨時の水位動向の監視等の適切な維持管理、必要な維持補修に努める。

資料2-1-8 要水防ため池一覧表

第7 農地防災対策

市及び府、築留土地改良区、ため池管理者、水利組合は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

2 老朽ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、改修補強工事を実施する。

第4節 地盤災害予防対策

市、建設省及び府、関係機関は、土砂災害等を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

《担当部・機関》

都市整備部・近畿地方整備局・府・関係機関

第1 土石流対策（砂防）

本市における土石流危険渓流は、土石流危険渓流 が59渓流、土石流危険渓流 が11渓流、土石流危険渓流 が7 渓流の合計77渓流あり、そのうち砂防堰堤を有する渓流は8 渓流である（平成18年3月現在）。砂防指定地は612ha（平成9年3月31日現在）である。

「土石流危険渓流」とは、「土石流危険渓流及び土石流危険渓流調査要領（案）（平成11年4月、建設省河川局砂防部）」による調査により抽出された、土石流発生の危険性がある次の渓流をいう。

土石流危険渓流 : 保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合を含む。）に被害の生じるおそれがある渓流
土石流危険渓流 : 保全人家1～4戸に被害の生じるおそれがある渓流
土石流危険渓流 : 保全人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流

「砂防指定地」とは、砂防法に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定するものをいう。

1 土石流対策の推進

- (1) 土石流などの土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑制するため、国土交通大臣は「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- (2) 府は、砂防指定地において一定の行為を禁止または制限するとともに、砂防事業を実施する。

2 市民への周知

山鳴りなどの異常現象が市民によって早期に発見されるよう、市は府と協力して、「土石流危険渓流及び危険区域」の箇所や前兆現象の種類の周知に努める。

3 パトロールの実施

市は、府と連携して定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握する。

4 警戒避難体制の整備

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 市民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- (2) 大雨等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難勧告又は指示が実施できるよう、市民への伝達体制の整備を図る。

資料2-1-9 土石流危険渓流

第2 地すべり対策

本市には6箇所の地すべり危険箇所があり、そのうち亀の瀬、旭ヶ丘、西旭ヶ丘の3箇所が地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）に指定されている（平成18年3月現在）。

「地すべり危険箇所」とは、地すべり危険箇所調査要領（平成8年10月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）に基づき抽出された地すべりの発生するおそれがある箇所であり、地すべり等防止法第51条に基づく国土交通省所管になりうる箇所をいう。

「地すべり防止区域」とは、地すべり防止工事を行う等、地すべりによる災害を防止するため、国土交通大臣が地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に基づき指定する区域をいう。

1 地すべり対策の推進

- (1) 多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑制するため、国土交通大臣は「地すべり防止区域」（地すべり等防止法第3条）を指定する。
- (2) 現在進められている対策工事の一層の充実が図られるよう、近畿地方整備局及び府により、現対策事業の推進が図られる。
- (3) 近畿地方整備局及び府により、地すべり防止区域における、地すべりを助長又は誘発する原因となる行為の禁止・制限が図られる。

2 市民への周知

地面にひび割れが生じるなどの異常現象が市民によって早期に発見されるよう、市は近畿地方整備局及び府と協力して、地すべり危険箇所・地すべり防止区域、前兆現象の周知に努める。

3 パトロールの実施

市は、近畿地方整備局及び府、関係機関と連携して定期的なパトロールの実施に努め、地すべり状況を把握する。

4 警戒避難体制の整備

市は、近畿地方整備局、府、関係機関と協力して災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 市は、関係機関と連携して常に地すべり防止区域の監視を実施するとともに、必要に応じて地すべり伸縮計及び警報サイレンの増設等を行う。
- (2) 地すべり危険箇所において異常現象等が生じた場合、迅速かつ的確な応急対策工事、警戒体制が取れるよう、近畿地方整備局、府、府警察（柏原警察署）、市、八尾市、奈良県、三郷町、王寺町、西日本高速道路(株)、近畿日本鉄道等の関係機関相互間の連絡体制を強化するとともに、情報交換に努める。
- (3) 市は、市民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- (4) 大雨、地震等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難勧告又は指示がなされるよう、市民への伝達体制の整備を図る。

資料2-1-10 地すべり危険箇所

第 3 急傾斜地崩壊対策

本市における急傾斜地崩壊危険箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所 が45箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が45箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面 が31箇所の合計121箇所あり、そのうち急傾斜地崩壊危険区域が 6 区域ある（平成18年 3 月末現在）。

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領（平成 11 年 11 月、建設省河川局砂防部傾斜地保全課）」により抽出された崩壊するおそれのある、高さが 5 m 以上、傾斜度が 30 度以上の急傾斜地で、次のものをいう。

急傾斜地崩壊危険箇所 : 被害想定区域内に人家が 5 戸以上（ 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館、発電所等のある場合を含む。）ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所 : 被害想定区域内に人家が 1 ～ 4 戸ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面 : 被害想定区域内に保全人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

「急傾斜地崩壊危険区域」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地で、その崩壊により相当数の住居者その他に者に危害が生じるおそれがあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするための行為制限をする必要がある土地の区域で、府知事が指定したものをいう。この区域では、所有者等に崩壊防止工事が義務づけられあるいは府が崩壊防止工事を実施することとされている。

1 急傾斜地崩壊防止対策の推進

- (1) 府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を防止するため、「急傾斜地崩壊防止区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条）を指定する。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、府において急傾斜地崩壊防止対策の推進が図られる。
- (3) 府においては、急傾斜地崩壊危険区域における、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為の禁止・制限の徹底が図られる。

2 市民への周知

がけへの亀裂が生じる等の異常現象が市民によって早期に発見されるよう、市は府と協力して、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域の箇所や、前兆現象の種類の周知に努める。

3 パトロールの実施

市は、府と連携して定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握する。

4 警戒避難体制の整備

市は、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

(1) 市民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。

(2) 大雨、地震等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難勧告又は指示がなされるよう、市民への伝達体制の整備を図る。

資料2-1-11 急傾斜地崩壊危険箇所等

5 災害危険区域

(1) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく大阪府建築基準法施行条例第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域、及び急傾斜地崩壊危険区域外の箇所についても、急傾斜地の崩壊による危険が著しい箇所については、災害危険区域として府が指定するが、本市での該当箇所は6箇所（平成18年3月現在）である。

(2) 行為の制限

災害危険区域においては、市は、建築基準法第39条第2項の規定に基づく大阪府建築基準法施行条例第4条第2項の規定に基づき、住居の用に供する建築物について建築制限を行う。

資料2-1-12 災害危険区域

第4 土砂災害警戒区域等における防災対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

2 指定区域内での開発規制

府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

3 警戒避難体制等

- (1) 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。
- (2) 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。
- (3) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

資料 2-1-13 土砂災害警戒区域等一覧

資料 2-1-14 土砂災害警戒区域等位置図

第5 山地災害対策

市域内には、山地災害危険地区（山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりにより災害が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地域）が29箇所（平成18年3月現在）ある。

1 山地災害対策の推進

- (1) 土砂の流出や崩壊を未然に防止するため、府に対し、治山事業の推進を要請する。
- (2) 保安林において、一定の行為の制限が徹底されるよう、府において図られることとなっている。

2 市民への周知

市は府と連携して、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出による被害を防止するため、山地災害危険地区の周知に努める。

資料2-1-15 山地災害危険地区

第6 宅地防災対策

本市の宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条）指定は792ha（平成18年3月現在）となっている。

1 造成行為の指導

- (1) 宅地造成工事規制区域内において、宅地造成に関する技術基準に適合するよう、府において開発事業者に対する指導や必要に応じて監督処分が図られることとなっている。
- (2) 市は、府と協力して、宅地造成や開発行為は、許可申請時の計画内容を充分審査し、安全な宅地となるよう事業者に対して指導に努める。

2 宅地防災パトロールの実施

災害発生のおそれがある場合は、地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所に接する宅地を重点的にパトロールし、必要に応じて応急措置を講じるなど、災害発生を未然に防止するよう努める。

3 危険宅地の解消

市は、府と協力して、土砂流出、擁壁崩壊等の危険宅地を発見した場合は、所有者等に改善勧告を実施するなど、危険宅地の解消に努める。

4 宅地の耐震化

既存の造成地の中で、大地震等に変動・崩壊等を起こし、広範な被害を発生させるおそれが高い大規模盛土造成地の耐震化については、大規模盛土造成地等の変動予測調査を行い、必要があれば、「宅地ハザードマップ」を作成したうえで、減災対策実施が必要と判断された盛土造成地を府が宅地造成等規制法により、「造成宅地防災区域」として指定し、必要な措置を講ずる。

資料2-1-16 宅地造成工事規制区域指定

第7 液状化対策

液状化対策については、液状化しても構造物の機能を確保するよう構造物側で対処する方法と、土木的な地盤改良広報等で液状化そのものを防止、軽減する方法があるが、市街地では液状化防止の地盤改良工事は困難であるため、市及び府は、公共建築物の新築、建て替え時に個別の液状化対策の対応を行うものとする。

また、液状化しやすい場所での上水道、下水道等の地中配管設備については、地盤特性を十分に把握し、適切な管種の選定、建物等との取付け部における伸縮性、可とう性のある管の採用等の必要な対策を講じるものとする。

第8 土砂災害情報相互通報システムの整備

土砂災害から人命を守るため、平常時から災害時を通じて土砂災害関連情報を住民と市が相互に通報するシステムを土砂災害情報相互通報システム整備事業によって構築する。

土砂災害情報相互通報システムについては第2章第2節第2「4 土砂災害情報相互通報システムの整備」参照。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《担当部・機関》

総務部・柏原羽曳野藤井寺消防組合・府・関係機関

第1 危険物災害予防対策

危険物施設等は地震動や液状化によって、その施設が損傷し、飛散・漏洩・爆発・火災等によって、広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、保安体制の強化を図る。

1 保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者及び危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関と連携し講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 規制・指導の強化

危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。

また、危険物施設等の設置又は変更許可にあたっては、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれのないことを十分考慮する。さらに、次の事項の重点に保安検査、立入検査、強力な行政指導を行い、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に従って、維持管理がなされているかの検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱、運搬、積載の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者及び危険物保安員等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震及び浸水等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化
- (5) 関係機関と連携した、危険物運搬車両の一斉取締まりの実施

3 事業所の防災組織の強化

事業所における防災組織の結成を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進し、企業の消防

力向上を図る。

資料2-1-17 危険物施設の現況

第2 高圧ガス災害予防対策

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

資料2-1-18 高圧ガス施設の現況

第3 火薬類災害予防対策

盗難防止対策、関係法令による規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

第4 毒物・劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

資料2-1-19 毒物劇物関係施設の現況

第5 放射線災害予防対策

府をはじめとする関係機関と協力して、放射性同位元素に係る施設の設置者等に対し、施設の耐震・不燃化対策とともに、放射線防災に関する知識の普及など各種予防対策が講じられるよう努める。

核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策について、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に定める第三次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき大阪府と連携協力して、事業の推進に努める。

第1 対象地区

市全域

第2 計画の初年度

平成18年度

第3 計画対象事業

柏原市域に関する第三次地震防災緊急五箇年計画の計画対象事業は、次の2号、3号、5号、6号、9号、15号及び19号である。

- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾施設、漁港施設、又はヘリポート
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 9 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 15 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 19 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第4 実施計画

対象事業が市に位置する第三次地震防災緊急事業五箇年計画は、次のとおりである。

事業名	事業主体	事業の概要
街路事業	大阪府	都市計画道路 大県本郷線
消防防災施設整備費 補助事業	柏原羽曳野藤 井寺消防組合	救助工作車 救助用資機材 災害対応特殊はしご付 消防ポンプ自動車 災害対応特殊救急自動車 ・高度救命処置用資機材 高機能消防指令センター 総合整備事業
街路事業	柏原市	都市計画道路 上市今町線
電線共同溝事業（街路）	大阪府	都市計画道路 大県本郷線
公立学校施設整備事業	柏原市	学校の補強
消防防災施設整備費 補助事業	柏原市	市防災無線通信設備
市街地再開発事業	柏原市	柏原駅西口地区